

入札参加者の皆様へ

令和8年6月30日
近畿中国森林管理局

令和8年6月30日以降の発注分（入札公告日）から、工事監督支援業務の入札手続きを一部改正しましたのでお知らせします。

【今回の主な改正点】

○入札公告、入札説明書

- ・業務名について、「現場技術業務委託」を「工事監督支援業務」に変更しました。
- ・契約方式を委託契約から請負契約に変更しました。
- ・入札方式を電子調達システムから電子入札システム（その他簡易な調査に該当するものとし、最低価格落札方式）に変更しました。
- ・競争参加資格を令和7・8・9年度「役務の提供」－「調査研究」から令和7・8年度「建設コンサルタント」－「森林土木」に変更しました。
- ・契約手続きを紙のみから原則、電子契約に変更しました。
- ・技術者の有資格を以下のとおり変更しました。

管理技術者（技師A）にあっては次のアからオのいずれかの基準も満たす者とする。

担当技術者（技師C）は次のカからケいずれかの基準も満たす者とする。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（総合技術監理部門－建設又は森林、建設部門、森林部門（森林土木科目）の登録に限る。）を受けた者。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得した者。

ウ 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者。

エ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の登録（森林土木部門、施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）を受けた者。

オ 外注する発注者支援業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ発注者支援業務の実務経験を有する者であって、次のいずれかに該当するもの。

（ア）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者。

（イ）短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者。

（ウ）学校教育法による高等学校若しくは中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業又は土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）

であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後に森林土木部門の職務に従事した期間が 20 年以上ある者。

カ 2 級土木施工管理技士の資格を取得し、その森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上ある者。

キ 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上ある者。

ク 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者。

ケ 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 11 年以上ある者。